

支援対象児童等の見守りに取り組む団体の皆様へ

令和8年度敦賀市支援対象児等見守り強化事業補助金 募集要項

敦賀市では、児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、子ども等の安心安全な生活を守り、必要な支援を行うため、地域で子ども等に対して食事の提供等の支援活動を行っている民間団体に対し、子ども等への定期的な見守りの実施に係る費用を補助します。

募集期間

令和8年3月25日（水）～3月31日（火）17時必着

補助対象事業

敦賀市内に活動の拠点を有し、子どもやその保護者に対し、食事の提供又は学習・生活指導等を月1回以上活動している団体で、次の（1）の事業は必ず月1回は実施することとします。

- （1）自宅訪問による定期的な支援対象児童等の状況の把握
- （2）支援対象児童等に対する食事の提供（配達を含む。）
- （3）支援対象児童に対する基本的な生活習慣の習得支援又は生活指導
- （4）支援対象児童に対する学習習慣の定着等の学習支援

実施期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

補助上限額

1,093,000円

【ご応募・お問合せ先】

敦賀市こども家庭センター

〒914-8501

敦賀市中央町2丁目1番1号

電話：0770-22-8223 FAX：0770-22-8168

※申請にあたっては、事前に上記お問合せ先にご相談ください。

1 補助対象者

- ・ 敦賀市内に活動拠点のある団体が対象です。
- ・ 法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。

※以下に該当する団体は対象外になります

- 暴力団員に該当する団体又は密接な関係を有する団体
- 国又は地方公共団体等から同種の補助金の交付を受けている団体
- 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める団体

2 応募要件

(1) 対象事業に関すること

- 本募集要項の「補助対象事業」に記載の要件を満たすこと。

(2) 個人情報取り扱いについて

- 個人情報の保護に関する法律を遵守し、直接又は間接的に知り得た情報の第三者への提供や目的外使用を行わないこと。

(3) その他

- 食事の提供に当たっては、衛生管理や子どもの食物アレルギーの有無等に十分配慮すること。
- 交通事故など不測の事態によるけがに対応できる保険に加入するなど、必要な補償対応ができる体制を整えること。
- 補助の対象となる活動に関し、この要綱に基づく補助金以外の補助金等の交付を受けていないこと。
- 法令及び敦賀市の条例、規則、その他の規定を順守すること。

3 対象経費及び補助上限額

補助対象経費	内容	補助上限額
事務費	活動報告書作成等の事務に係る人件費及び事務費(団体の運営に係る職員の賃金や役員報酬は対象外)	1月当たり 8,800円
食糧費	配布する弁当等の購入費(お茶代を含む)	1人1食当たり 650円(月2回まで)×当該世帯の構成員数
運搬費	居宅への訪問や弁当等配送にかかる交通費	1回当たり 100円
消耗品費	感染症防止対策等のための衛生用品、教材及び文具等の購入費	20,000円
保険料	児童の状況把握等を行うスタッフの事業に係る怪我や賠償責任の補償を行う保険の保険料	1人当たり 350円(年間)×スタッフ3人

●前表に定める経費の補助上限額は団体毎の上限額とする。

●補助金の額は前表に定める経費の合計額とし、全団体で1,093,000円を限度とする。

4 応募方法

以下の申請書類に必要事項を記載いただき、敦賀市子育て政策課へ持参又は郵送によりご提出ください。

なお、応募に関する経費は応募団体の負担とし、提出いただいた書類は選考結果に関わらず返却いたしません。

提出が必要な書類

- (1) 敦賀市支援対象児童等見守り強化事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 敦賀市支援対象児童等見守り強化事業実施計画書(様式第2号)
- (3) 敦賀市支援対象児童等見守り強化事業収支予算書(様式第3号)
- (4) 申請団体概要書(様式第4号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

5 審査・交付決定

提出いただいた申請書類等を基に敦賀市において審査し、補助金の交付可否について、交付決定通知書を応募団体に通知します。審査の過程で必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

交付決定通知書を受領した団体は、速やかに支援対象児童一覧表（様式第7号）を作成し、敦賀市子育て政策課にご提出ください。

6 実績報告等

以下の書類を提出してください。

毎月ご提出いただく書類

状況を把握した支援対象児童について、月次活動報告書（様式第8号）を毎月作成し、速やかに敦賀市子育て政策課にご提出ください。

事業完了後にご提出いただく書類

- (1) 敦賀市支援対象児童等見守り強化事業補助金実績報告書（様式第11号）
- (2) 敦賀市支援対象児童等見守り強化事業実施報告書（様式第12号）
- (3) 敦賀市支援対象児童等見守り強化事業収支決算書（様式第13号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

●事業完了後速やかにご提出ください。

7 補助金額の確定

提出いただいた報告書類等を基に敦賀市において審査し、補助金額確定通知書を通知します。

※補助金の支払いは、原則として年度内の事業完了後ですが、必要があると認めるときは、補助金交付決定額の一部を概算払として事前にお支払いすることができます。あらかじめ、敦賀市支援対象児童等見守り強化事業補助金概算払請求書（様式第6号）を提出いただく必要がありますので、申請時にご相談ください。